

金沢市芸術文化ホール 指定管理者募集要項

金沢市芸術文化ホール（金沢歌劇座、金沢市文化ホール、金沢市アートホール）は、広く市民が芸術文化にふれあう機会及び芸術文化に関する活動の場を提供するとともに、市民による多様な芸術文化の創造及び継承の促進を図り、もって市民の芸術文化の振興に資することを目的として設置した施設です。

金沢市では、指定管理者の創意工夫に基づいた管理運営により、質の高いサービスを施設利用者に提供するとともに、施設を中心とした周辺地域の賑わいの創出や施設の特徴を生かした新たなサービスの提供など、芸術文化ホールの設置目的の達成と効率的な管理が図られることを期待し、金沢市芸術文化ホールの指定管理者（管理運営を実施する団体）を募集します。



1. 施設の概要

(1) 金沢歌劇座の概要

- ① 名 称 金沢歌劇座
- ② 所 在 地 金沢市下本多町6番丁27番地
- ③ 供用開始 昭和37年5月
- ④ 施設規模
 - ア 構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階地上5階
(別館は鉄筋コンクリート造地下1階地上3階)
 - イ 敷地面積 9,805.42 m²
 - ウ 延床面積 10,308.86 m²
- ⑤ 施設内容
 - 【本 館】
 - 地下1階 中央監視室、機械室、練習室、ロビー・喫茶
 - 1階 事務室、会議室2室、談話サロン
 - 2階 大集会室
 - 3階 会議室4室、談話室
 - 【ホール棟】
 - 1階 ホール（1階席：1,230席）、舞台（オーケストラピット（2分割））、楽屋4室（うち和室1室）、シャワー室2室、売店
 - 2階 調光室、音響調整室
 - 3階 ホール（2階席：689席）
 - 5階 映写室
 - 【別 館】
 - 1階 楽屋4室、シャワー室3室
 - 2階 会議室4室
 - 3階 大練習室
 - 【屋外広場】
 - 駐車場76台分（1,775 m²）、植栽帯
- ⑥ 開館時間
 - 【本館・ホール棟・別館】
 - 午前9時～午後10時
 - 【屋外広場】
 - 午前0時～午後12時
- ⑦ 休 館 日
 - 【本館・ホール棟】
 - 原則として、第1・第3水曜日、年末年始（12月29日～1月3日）
 - 【屋外広場】
 - なし

ただし、休館日については、金沢市は、特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

⑧ 施設沿革（主なもの）

昭和 37 年 5 月 竣工、開館

昭和 62～63 年 改修工事

主な改修点：消防法改正に伴う防災対策、空調設備改善・増設

平成 10～11 年 改修工事

主な改修点：バリアフリー対策、耐震補強対策、舞台音響設備更新

平成 15～16 年 改修工事

主な改修点：オーケストラピット拡充、国際会議設備新設

平成 21～22 年 改修工事

主な改修点：舞台空間拡大、連絡通路新設、別館 1 階の楽屋改修

⑨ ホールの利用者数（過去 5 年間の実績）

| 年度 | 使用日数 | 利用者数 |
|----------|-------|-----------|
| 平成 30 年度 | 208 日 | 233,653 人 |
| 令和元年度 | 196 日 | 257,843 人 |
| 令和 2 年度 | 67 日 | 37,060 人 |
| 令和 3 年度 | 135 日 | 103,246 人 |
| 令和 4 年度 | 174 日 | 167,631 人 |

※新型コロナウイルス感染症感染拡大のため、令和元年度、令和 2 年度、令和 3 年度に一部休館時期あり

(2) 金沢市文化ホールの概要

① 名 称 金沢市文化ホール

② 所 在 地 金沢市高岡町 15 番 1 号

③ 供用開始 昭和 57 年 9 月

④ 施設規模

ア 構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造地下 1 階地上 3 階

イ 敷地面積 8,318 m²

ウ 延床面積 10,032.79 m²

⑤ 施設内容

【ホール棟】

地下 1 階 練習室 4 室（うち和室 1 室）、シャワー室 2 室

1 階 ホール（1 階席：800 席）、楽屋 3 室（うちユニットバス付 1 室）、喫茶ラウンジ、舞台（大迫り、小迫り、すっぽん、オーケストラピット（3 分割））

2 階 ホール（2 階席：99 席）、楽屋 4 室（うち和室 1 室）、シャワー室 2 室、調光室、映写室、音響調整室

【会議・展示棟】

- 地下1階 中央監視室、機械室
- 1階 事務室、展示ギャラリー、茶室、多目的ルーム
- 2階 大集会室、会議室2室、パントリー
- 3階 大会議室、会議室4室、談話室

【その他】 植栽帯

⑥ 開館時間

午前9時～午後10時

⑦ 休館日

原則として、第2・第4水曜日、年末年始（12月29日～1月3日）

ただし、休館日については、金沢市は、特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

⑧ 施設沿革（主なもの）

昭和57年9月 竣工、開館

平成6～7年 改修工事

主な改修点：建築設備改修（屋上防水、展示棟床、ホール棟天井、ホール椅子など）、空調設備改修、電気設備改修（展示棟照明器具など）、防災設備改修（煙感知器取替）、舞台機構改修（電気設備、ホリゾン壁など）

平成29～30年 改修工事

主な改修点：建築改修（展示棟内装、大集会室移動間仕切り、ホール棟楽屋女子トイレ増設など）、舞台機構設備改修（吊物改修など）、電気設備改修（電灯・コンセント設備改修など）、空調設備改修（冷温水発生機など）、舞台照明設備改修（舞台フロアコンセント更新・新設など）、舞台音響設備改修（音響調整卓類更新など）、給排水衛生設備改修（男女・多目的便所全面更新など）、昇降機設備改修（1、2号機改修）

⑨ ホールの利用者数（過去5年間の実績）

| 年度 | 使用日数 | 利用者数 |
|--------|------|----------|
| 平成30年度 | 75日 | 46,084人 |
| 令和元年度 | 176日 | 112,375人 |
| 令和2年度 | 74日 | 27,549人 |
| 令和3年度 | 124日 | 50,153人 |
| 令和4年度 | 186日 | 84,257人 |

※改修工事のため、平成30年度は11月～3月の実績

※新型コロナウイルス感染症感染拡大のため、令和元年度、令和2年度、令和3年度に一部休館時期あり

(3) 金沢市アートホールの概要

- ① 名 称 金沢市アートホール
- ② 所 在 地 金沢市本町2丁目15番1号（ポルテ金沢6F、7F）
- ③ 供用開始 平成5年11月
- ④ 施設規模
- ア 構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造
- イ 延床面積 1,033.68 m²
- ⑤ 施設内容
- 6階 ホール（客席：308席）、舞台、リハーサル室、
楽屋2室（うち和室1室）、シャワー室
- 7階 音響調整室、調光室、映写室、機械室
- ⑥ 開館時間
午前9時～午後10時
- ⑦ 休 館 日
原則として、第2・第4水曜日、年末年始（12月29日～1月3日）
ただし、休館日については、金沢市は、特に必要があると認めるときは、
これを変更し、又は臨時に休館することができる。
- ⑧ 施設沿革（主なもの）
平成5年11月 竣工、開館
令和2～3年 改修工事
主な改修点：建築改修（天井・床改修、舞台改修、座席張替など）、舞台機構
設備改修（吊物改修など）、電気設備改修（電灯・コンセント設
備改修など）、空調設備改修（空冷式ヒートポンプ空調機更新な
ど）、舞台照明設備改修（新設・LED化など）、舞台音響設備
改修（音響調整卓類更新など）、給排水衛生設備改修（水栓自動
化、トイレ改修など）
- ⑨ ホールの利用者数（過去5年間の実績）

| 年度 | 使用日数 | 利用者数 |
|--------|------|---------|
| 平成30年度 | 195日 | 36,554人 |
| 令和元年度 | 173日 | 37,962人 |
| 令和2年度 | 38日 | 2,784人 |
| 令和3年度 | 72日 | 7,824人 |
| 令和4年度 | 139日 | 21,533人 |

※改修工事のため、令和2年度は4月～11月、令和3年度は9月～12月の実績

※新型コロナウイルス感染症感染拡大のため、令和元年度、令和2年度、令和3年度に一部休館時期あり

2. 指定管理者として行う業務の範囲

(1) 金沢市芸術文化ホール条例第4条に定める事業の実施に関すること。

施設及び設備の提供に支障のないよう留意するほか、芸術文化ホール相互の密接な連携を図るとともに、空きスペース等の活用や周辺地域の賑わい創出など、芸術文化ホールの活性化につながる事業を実施すること。

(2) 芸術文化ホールの使用の承認に関すること。

(3) 芸術文化ホールの安全確保に関すること。

(4) 芸術文化ホールの利用料金に関すること

(5) 芸術文化ホールの施設及び設備の維持管理に関すること。

(6) モニタリングに関すること。

(7) 個人情報保護の体制をとること。

(8) その他芸術文化ホールの管理上、金沢市が必要と認める業務。

※ 詳細については、別紙「金沢市芸術文化ホール指定管理者の業務仕様書（以下「仕様書」という。）」を参照してください。

3. 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

また、指定期間中、会計年度（4月1日から翌年の3月31日まで）ごとに、金沢市と細目を定める協定を締結するものとします。

4. 指定管理者の自主事業の取扱い

(1) 自主事業の実施について

指定管理者は、施設の設置目的を踏まえた上で、施設の利用促進・サービス向上に資する自主事業を自己の責任と費用により実施することが認められます。この場合における事業収入は指定管理者の収入とします。（仕様書7.（8）⑩参照）

質の高いサービスを施設利用者に提供するため、応募にあたっては指定管理者のノウハウを活かした積極的かつ多様な自主事業の提案を求めています。

なお、提案された自主事業について、施設の設置目的等を総合的に勘案し、実施を承認しない場合もあります。

※詳細については仕様書を参照してください。

【自主事業の想定例】

文化体験講座、飲食物販 等

(2) 自主事業剰余金

指定管理者が応募段階で自主事業の実施を企画し、事業実施の結果として自主事業剰余金を見込んでいる場合において、当該自主事業剰余金を当該施設の管理運営費に充当することを提案する場合には、収支予算書における収入の欄に「自主事業剰余金」として計上してください。

(3) 実施の承認、使用許可等

自主事業等を実施する際は予め市の承認を得て行うものとし、施設の使用に当たっては指定管理者による使用許可申請や、所定の使用料又は利用料金の支払いが必要となります。

<参考>

金沢歌劇座における1日あたりの目的外使用料

屋外：16円/㎡、屋内：29円/㎡（令和5年度時点）

金沢市文化ホールにおける1日あたりの目的外使用料

屋外：8円/㎡、屋内：26円/㎡（令和5年度時点）

※金沢市アートホールにおける目的外使用は想定していません。

5. 指定管理料及び利用料金

- (1) 指定管理料は定額とし、会計年度ごとに支払います。
- (2) 施設の利用料金等については、全額、指定管理者の収入とします。

6. 応募資格及び欠格条項

(1) 応募資格

- ① 応募者は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、指定期間中、安全かつ円滑に対象施設の管理運営を行うことができるものとします。
- ② 応募者は、金沢市内に主たる事務所（本店）を有する法人等でなければなりません。

(2) グループ応募について

- ① グループで応募する場合、応募時に共同事業体を結成することとします。
- ② 構成員の中から、代表団体を定めてください。ただし、代表団体の出資比率は50%以上であることが必要です。
- ③ 構成員の半数以上が、金沢市内に主たる事務所（本店）を有する法人等でなければなりません。
- ④ 協定の締結に当たっては、共同事業体の構成員全てを協定当事者とします。
- ⑤ 選定後の協議は、代表団体を中心に行いますが、協定に関する責任は、共同事業体の構成員全てが負うこととなります。

(3) 複数応募の禁止

- ① 単独で応募した法人等は、グループ応募はできません。
- ② グループ応募の代表団体及び構成団体は、複数のグループ応募はできません。

(4) グループ応募の代表団体及び構成団体の変更

グループ応募の場合、代表団体及び構成団体の変更は原則として認めません。

(5) 欠格条項

次に該当する法人等（グループ応募の代表団体及び構成団体を含む。）は、応募者となることができません。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当するもの
- ② 応募書類提出時点において、金沢市入札参加資格者指名停止措置要領に基づき指名停止期間中であるもの
- ③ 応募書類提出時点において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定に基づき指定を取り消され、かつ、その取消しの日から2年を経過していないもの
- ④ 税を滞納しているもの
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生又は再生手続開始の申立がなされ、かつ、その手続が終結していないもの
- ⑥ 役員（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。）と認められるもの
- ⑦ 指定を請負とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142条、第166条第2項及び第180条の5第6項の規定に抵触するもの。ただし、地方自治法施行令第122条及び第133条の規定に該当する場合を除く。

なお、応募以後、上記の欠格条項に該当した場合、指定管理者の候補者となることはできません。

7. 委託の禁止

管理業務を第三者に委託してはなりません。ただし、管理業務の一部であって、自ら行うことが困難であるものについては、市の承認を得て、委託することができます。

8. 募集要項の配布等

(1) 配布期間

令和5年8月21日（月）から 10月20日（金）まで
（閉庁日を除く。午前9時から午後5時まで）

(2) 配布場所

① 窓口での配布

金沢市文化スポーツ局文化政策課（金沢市役所第1本庁舎4階）
担当：丹後、山口
〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号
TEL：076-220-2442

電子メール：bunshin@city.kanazawa.lg.jp

② 市ホームページからのダウンロード

https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/digitalgyoseisenryaku/gyomuannai/5/52_1/24548.html

9. 提出書類

(1) 金沢市芸術文化ホール指定管理者指定申出書（様式第1号）

ただし、グループ応募の場合は、グループ応募理由及び構成団体（様式第1号の2）、共同事業体協定書兼委任状（様式第1号の3）を添付してください。

(2) 金沢市芸術文化ホール指定管理者事業計画書（様式第2号）

(3) 金沢市芸術文化ホールの管理に関する業務の収支予算書（様式第3号）

記入に当たっては、仕様書に添付された「芸術文化ホール標準管理運営費積算表」を参考とし、収支予算書に指定予算額と記されている経費については各々の「標準管理運営費積算表」の金額を記入してください。

(4) 申出団体概要調書（様式第4号）

申出団体の定款、規約又はこれらに類する書類及びパンフレット等団体の概要が分かる資料も添付してください。

(5) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書

(6) 誓約書（様式第5号）

(7) 申出団体の国税の納税証明書（令和5年4月以降に発行したもの）

(8) 市税滞納有無調査承諾書（様式第6号）

(9) 申出団体の経営状況に関する書類

申出団体の申出日の直近2事業年度の財務諸表

（貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類）

(10) 職員・従業員等調書（様式第7号）

(11) 申出団体に類似施設等の管理運営実績がある場合においては、類似施設等管理運営実績表（様式第8号）

(12) 申出団体が ISO9001 の認証を取得している場合においては、認証取得証明書（写）

(13) その他金沢市が必要があると認める書類

なお、グループ応募の場合、(1)～(4)はグループ名称で提出し、(5)～(13)は代表団体及び構成団体の全てについて提出してください。

10. 応募者説明会

(1) 内容

応募方法、応募書類及び指定管理業務等について説明会を開催します。

応募される法人等及びグループは、この説明会に必ず参加していただくことが必要となります。

審査項目及び標準管理運営費積算表、その他資料は、説明会で配布します。
参加者は、応募を予定する1法人等又は1グループについて2名以内とします。
各ホールの施設見学を希望する場合は、別途、応募者説明会にてご案内させていただきます。

(2) 日時

令和5年9月20日(水) 午後2時から3時まで(午後1時30分より受付)

(3) 場所

金沢市役所第二本庁舎(金沢市柿木畠1番1号) 2階 2203会議室

(4) 参加申込

応募者説明会参加申込書(別記様式1)を電子メールで提出して参加してください。

申込期限は、説明会開催日の前日の午後5時までとします。

電子メール:bunshin@city.kanazawa.lg.jp

11. 応募書類の提出

(1) 提出期間

令和5年9月20日(水)から10月20日(金)まで

(閉庁日を除く。午前9時から午後5時まで)

*郵送の場合は10月20日消印有効とします。

(2) 提出先

金沢市文化スポーツ局文化政策課

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号

TEL:(076)220-2442

(3) 提出物(次の①及び②のいずれも必要です。)

① 提出書類 各1部(日本工業規格A4サイズ)

② 上記提出書類のすべての電子データを格納したCD-R(必ず応募者の名称を記載したラベルを貼付してください。)

12. 質問等

募集要項、その他募集に関しては、以下の方法により質問を受け付けます。

質問は、質問書(別記様式2)に記入の上、電子メールで提出してください。口頭による質問は受け付けません。

質問に対しては、後日、電子メールで回答します。

質問の期限は、9月29日(金)午後5時までとします。

電子メール:bunshin@city.kanazawa.lg.jp

13. 指定管理者候補者の選定

(1) 選定方法

金沢市指定管理者選定会による1次審査(書類審査)及び2次審査(面接審査(プレゼンテーション))の結果を踏まえて、指定管理者候補者を選定します。

(2) 1次審査

主な審査項目は、「安定的な管理運営の確保」「効率的な管理運営の実施」「専門的なサービスの提供」「利用者サービス向上」ですが、詳細については、応募者説明会時に資料を配布します。なお、1次審査の結果は、12月上旬頃に応募者全員（グループ応募の場合は、代表団体）にお知らせする予定です。

非選定の通知を受けた方は、通知をした日の翌日から起算して7日（金沢市の休日を定める条例（平成2年条例第1号）第1条に規定する市の休日を含まない。）以内に書面により、説明を求めることができます。

なお、その回答については、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により回答するものとします。

(3) 2次審査

2次審査は、1次審査通過者を対象に、12月25日（月）に実施します。詳細については、1次審査の結果通知に併せお知らせしますが、提出した事業計画書等の内容について、選定員にプレゼンテーションを行い、選定員の質問に回答していただきます。

単独の応募の場合は代表者又はその代理の方を含む3名以内の出席を、グループ応募の場合は代表団体の代表者又はその代理の方を含む3名以内の出席をお願いします。

2次審査の結果は、2次審査を受けられた方全員（グループ応募の場合は代表団体）に、1月中旬頃までに文書でお知らせします。

非選定の通知を受けた方は、通知をした日の翌日から起算して7日（金沢市の休日を定める条例第1条に規定する市の休日を含まない。）以内に書面により、説明を求めることができます。

なお、その回答については、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により回答するものとします。

(4) 選定結果等の公表

ホームページ上で、応募状況及び選定結果（指定管理者候補者名、主な選定理由、応募団体名等）を公表します。

14. 指定手続

指定管理者候補者については、地方自治法の規定に基づき、指定管理者として指定する議案が金沢市議会（令和5年度3月定例会月議会上程予定）で議決された後に指定管理者として指定する予定です。

15. 留意事項

(1) 応募に関する費用は、応募者の負担とします。

(2) 提出書類の取扱い

ア 事業計画書等の著作権は、応募者に帰属します。ただし、金沢市は、指定管理者の選定結果の公表等に必要な場合は、提案書の内容を使用できるものとします。

イ 金沢市が受理した提出書類は、理由の如何に関わらず返却しません。

- ウ 金沢市が受理した提出書類の修正（軽微な修正を除く。）は認めません。
 - エ 必要に応じ、追加書類の提出を求めることがあります。
 - オ 情報公開の請求があった場合は、金沢市情報公開に関する条例（平成3年条例第2号）に基づき公開することとなります。
- (3) 応募書類の提出後に辞退する場合は、書面によるものとします。

16. 問い合わせ先

金沢市文化スポーツ局文化政策課（金沢市役所第一本庁舎4階）

担当：丹後、山口

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号

TEL：076-220-2442

電子メール：bunshin@city.kanazawa.lg.jp

【スケジュール一覧】

| | |
|---------------|-----------------------|
| 募集要項の配布期間 | 令和5年8月21日～10月20日 |
| 応募者説明会 | 令和5年9月20日 |
| 質問の提出期限 | 令和5年9月29日 |
| 質問に対する回答 | 令和5年10月6日頃 |
| 応募書類の提出期間 | 令和5年9月20日～10月20日 |
| 1次審査(書類審査) | 令和5年11月27日 |
| 1次審査結果の通知 | 令和5年12月上旬 |
| 2次審査(面接審査) | 令和5年12月25日 |
| 2次審査結果(内定)の通知 | 令和6年1月中旬 |
| 指定管理者の指定 | 令和6年3月(令和5年度3月定例会議決後) |
| 協定の締結、業務開始 | 令和6年4月1日 |